

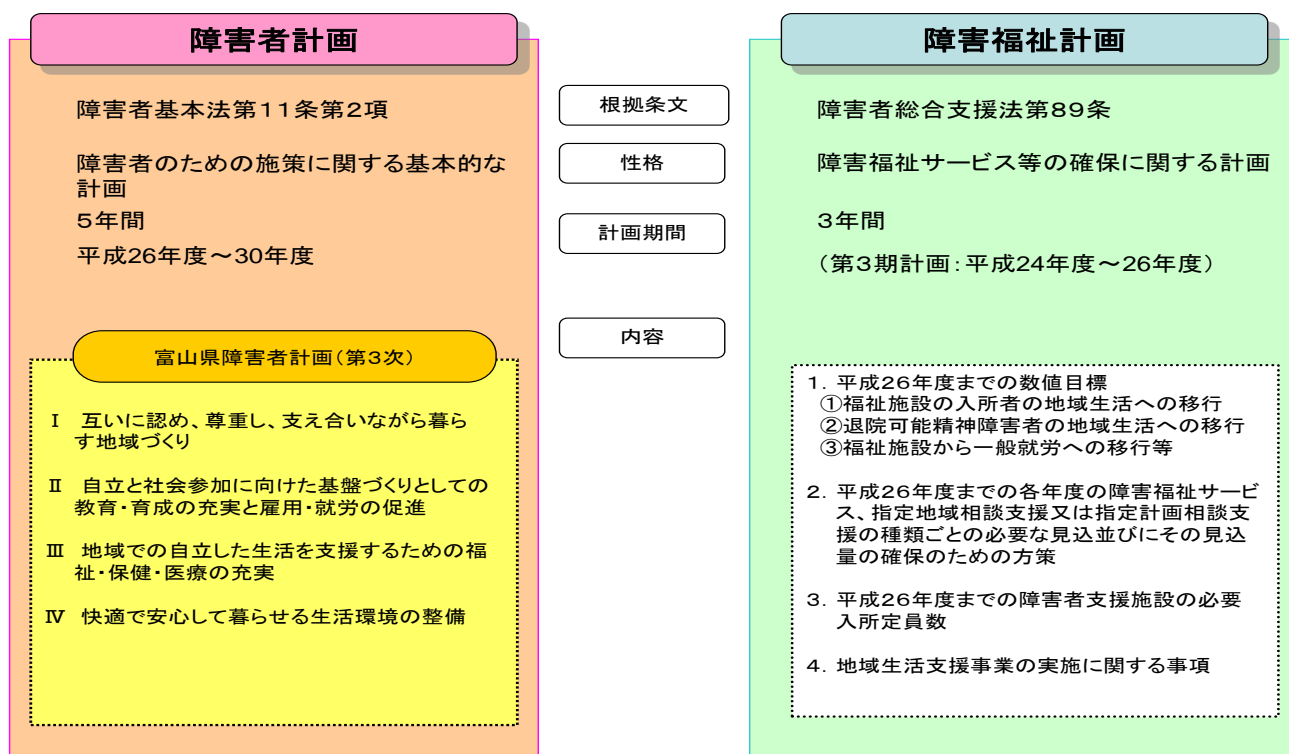
富山県第 4 期障害福祉計画の策定について

○趣 旨

障害者総合支援法に基づく「障害福祉計画」は、障害者基本法に基づく「障害者計画」の実施計画として、障害者の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る目標や、障害福祉サービス等の必要な量の見込み及びその見込量の確保のための方策を定めるもの。

現行の第 3 期計画の計画期間が平成 26 年度末までであることから、平成 26 年度において、平成 27 年度を初年度とする第 4 期計画を、国の基本指針をふまえて策定する。

< 障害者計画と障害福祉計画の関係 >



○ 第 4 期計画に係る国の基本指針のポイント

【計画の作成プロセスに関する事項：P D C A サイクルの導入】

- 「成果目標」、「活動指標」の見直しと明確化、各年度の中間評価、評価結果の公表等

【個別施策分野①：成果目標に関する事項】

- 福祉施設から地域生活への移行促進（継続）
- 精神科病院から地域生活への移行促進（成果目標の変更）
- 地域生活支援拠点等の整備（新規）
- 福祉施設から一般就労への移行促進（整理・拡充）

【個別施策分野②：その他】

- 障害児支援体制の整備（新規）

関係機関と連携しつつ、障害児支援の種別ごとの必要量を見込むとともに、障害児通所支援及び障害児入所支援の整備計画を設定

- 計画相談支援の利用者増加に向けた体制整備、関係者の有機的な連携

【成果目標・活動指標の設定】

項目 (成果目標)		第4期計画(国指針) (H27年度～29年度)	第3期計画(H24年度～26年度)		
			国の指針	県計画	
<成果目標の設定>					
施設入所者の地域生活への移行	地域移行 者数	<ul style="list-style-type: none"> ・H25年度末時点の施設入所者(実績値:1,395人)の12%以上がH29年度末までに地域生活に移行することを基本とする。 ・ただし、現在の計画において未達成と見込まれる割合を加味して設定する。 	H26年度末の数値目標は、H17.10.1時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行することを基本とする。		H17.10月現在の施設入所者(1,620人)の30%(486人)
	入所削減	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度末時点での施設入所者をH25年度末時点における施設入所者(実績値:1,395人)から4%以上削減することを基本とする。 ・ただし、現在の計画において未達成と見込まれる割合を加味して設定する。 	H26年度末の施設入所者数をH17.10.1時点の施設入所者数から、1割以上削減を基本とする。		H17.10月現在の施設入所者数の14.5%(235人)削減
入院中の精神障害者の地域生活への移行	(新)入院後3ヶ月時点の退院率の上昇	H29年度における入院後3ヶ月時点の退院率を64%以上とすることを基本とする	1年未満入院者の平均退院率	H26年度における1年未満入院者の平均退院率をH20.6.30の調査時点から7%相当分増加させることを基本とする。	H20年6月30日調査時点から7%相当分増加させる(75%)
	(新)入院後1年時点の退院率の上昇	H29年度における入院後1年時点の退院率を91%以上とすることを基本とする。	5年以上入院かつ65歳以上の退院者数	H26年度における高齢長期退院者数を直近の数から2割増加させることを基本とする。	直近の状況(H23:9人/月)から約20%増加させる(11人/月)
	(新)在院期間1年以上の長期在院者数の減少	H29の6月末時点の長期在院者数を、H24年6月末時点から18%以上削減することを基本とする。	/		
(新)地域生活支援拠点等の整備	地域生活支援拠点等について、平成29年度末までに各市町村又は各圏域に少なくとも1つの拠点等を整備すること基本とする。				
福祉施設から一般就労への移行	H24年度の一般就労への移行実績(実績値:97人)の2倍以上とすることを基本とする。		H26年度中に一般就労に移行する者の数値目標を設定する。H17年度の一般就労への移行実績の4倍以上とすることが望ましい。		H17年度実績(27人)の約4.4倍(120人)
就労支援事業の利用者数	就労移行支援事業	H29年度末における利用者数がH25年度末の利用者数(実績値:197人)の6割以上増加させること目指すものとする。	H26年度末における福祉施設の利用者のうち、2割以上の者が就労移行支援事業を利用することを目指す。		277人

	就労継続支援(A型)事業		H26年度末において、就労継続支援事業の利用者のうち3割以上の者が就労継続支援(A型)事業を利用することを目指す。	—
<一般就労への移行等に係る活動指標の設定>				
	(新)就労移行支援事業所の移行率増加	H29年度末において、就労移行支援事業所のうち就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることを目指す。		
	公共職業安定所経由におけるチーム支援による福祉施設利用者の支援件数	H29年度において、福祉施設の利用者のうち、必要な者がチーム支援を受けることができるよう、支援件数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労への移行を希望する全ての者が公共職業安定所の支援を受けて就職できる体制づくりを行う。	120件
	障害者の態様に応じた多様な委託訓練事業の受講者数	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、受講者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者(目安:3割)がその態様に応じた多様な委託訓練を受講することができるよう、その受講者の数値目標を設定する。	36人(福祉施設からの一般就労者の3割)
	障害者トライアル雇用事業の開始者数	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者が活用できるよう、開始者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、当該事業を活用することが必要な者(目安:5割)が活用できるよう、開始者の数値目標を設定する。	60人(福祉施設からの一般就労者の5割)
	職場適応援助者による支援の対象者	H29年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者が支援を受けることができるよう、対象者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労へ移行する者のうち、必要な者(目安:5割)が支援を受けられるよう、その数値目標を設定する。	60人(福祉施設からの一般就労者の5割)
障害者就業・生活支援センター事業	支援対象者	H29年度において、全ての者が支援を受けることができるよう、支援対象者数の見込みを設定する。	H26年度において、福祉施設から一般就労に移行する全ての者が、支援を受けられるようにすることを目指す。	120人(福祉施設からの全ての一般就労者)
	設置数		全ての圏域に1カ所ずつ設置することを目指す。	4カ所(全ての圏域で1カ所ずつ設置)

○ 検討体制等

計画策定に必要な調査や各市町村により設定される目標値等を踏まえ、富山県障害者施策推進協議会・富山県自立支援協議会のご意見を伺ながら計画を策定する。(平成26年度3回開催予定)

＜参考＞根拠法令 障害者総合支援法 抜粋

(都道府県障害福祉計画)

第 89 条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「都道府県障害福祉計画」という。)を定めるものとする。

- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
 - 二 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
 - 三 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
 - 四 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 3 都道府県障害福祉計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。
 - 一 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
 - 二 前項第一号の区域ごとの指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 三 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
 - 四 前項第二号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定地域相談支援及び同項第四号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項
- 4～8 [略]